

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目 2 番 6 号
株 式 会 社 バ ル ク
代 表 取 締 役 社 長 村 松 澄 夫
(コード番号：2467 名証セントレックス)
問 合 せ 先 : 執 行 役 員 管 理 部 長 柏 山 一 郎
電 話 番 号 : 03-5649-2500 (代 表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 12 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 会社法(平成 17 年法律第 8 6 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)及び会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の主要な理由により、定款の変更をお諮りするものであります。
- (2) 株主の皆様の利便の向上と公告掲載費用の節減をはかるため、現行定款第 4 条につき公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するものであります。
- (3) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことが出来るよう、変更案第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 20 条(取締役会)第 3 項を新設するものであります。
- (5) 社外監査役、社外取締役及び会計監査人につき、独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、賠償責任限定契約を可能とする規定として変更案第 29 条を新設するものであります。
- (6) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。また、その他用語及び引用条文等について所要の変更を行うとともに、一部の字句及び条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">< 第1条～第3条 省略 ></p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 及 び 端 株</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当会社の発行する株式の総数は、94,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第6条 当会社の発行する株券の種類並びに株式の 名義書換、端株の買取請求の取扱、その他株式 及び端株に関する手続並びに手数料は、取締役 会の定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">< 第1条～第3条 省略 ></p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。た だし、事故その他のやむを得ない事由によって 電子公告による公告を行うことができない場 合は、日本経済新聞に掲載してする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、94,000 株 とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に より、取締役会の決議によって、市場取引等 による自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿 に記載又は記録された実質株主を含む。以下同 じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その 他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会 の定める株式取扱規程による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代 理人を置く。</u> 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取 締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登 録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え 置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産 の表示、株券の交付、届出の受理、端株の買取 請求の取扱等株式及び端株に関する事務は、名 義書換代理人に取扱わせ、当社においては、 これを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取 締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以 下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿 の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、<u>新 株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事 務は、株主名簿管理人に委託し、当社におい ては、これを取扱わない。</u></p>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第 8 条 <u>当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>— 前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会 (新 設)</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第 9 条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第 10 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会 (基準日)</p> <p>第 11 条 <u>当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(招集の時期)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議の要件)</p> <p>第 11 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>商法第 343 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってする。</p>	<p>(決議要件)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第 12 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第 13 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 14 条 当会社に取締役 8 名以内を置く。</p> <p>(選任) 第 15 条 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第 16 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第 18 条 (現行どおり) 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会) 第 17 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>— 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会) 第 20 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>— 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 18 条 取締役会の決議により、<u>当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u> 取締役会の決議により、<u>取締役社長 1 名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第 19 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p>(員数) 第 20 条 当会社に監査役 3 名以内を置く。</p> <p>(選任) 第 21 条 監査役は株主総会において選任する。 — <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期) 第 22 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第 23 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、<u>取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u> 取締役会の決議により、<u>取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(報酬等) 第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第 24 条 (現行どおり) — <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤監査役) 第 25 条 <u>監査役会は、監査役のなかから常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p>(任期) 第 26 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集等) 第 27 条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> — <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等) 第 28 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 取締役、監査役及び 会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役(これらの地位にあった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>— <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 24 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>毎営業年度末日に決算を行う。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第 25 条 <u>利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の端株名簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(以下、「中間配当」という。)を行うことができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 27 条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 31 条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>— <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 32 条 <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>

以 上